

北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 2 月16日

北上地区消防組合
管理者 北上市長 伊 藤 彬

北上地区消防組合条例第 4 号

北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

北上地区消防組合火災予防条例（昭和49年北上地区消防組合条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(ディスコ等の避難管理) 第37条の2 [略]</p>	<p>(ディスコ等の避難管理) 第37条の2 [略] <u>(個室型店舗の避難管理)</u> <u>第37条の3 カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ、個室ビデオその他これらに類するもの(以下「個室型店舗」という。)の遊興の用に供する個室(これに類する施設を含む。)に設ける外開き戸のうち、避難通路に面するものにあつては、開放した場合において自動的に閉鎖するものとし、避難上有効に管理しなければならない。ただし、避難の際にその開放により当該避難通路において、避難上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に存する個室型店舗又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の個室型店舗のうち、改正後の北上地区消防組合火災予防条例第37条の3の規定に適合しないものに係る個室(これに類する施設を含む。)に設ける避難通路に面する戸の基準については、同条の規定は、平成23年 3 月31日までの間は、適用しない。